

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、黒潮町から黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 26 年 3 月 19 日規則第 4 号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込の期限日から審査委員会の審査までの期間内に受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないことを誓約します。

また、下記役員等名簿に記載した者が暴力団排除規則第4条各号のいずれにも該当する者ではないことを、高知県警察本部に照会することを承諾します。

令和5年 月 日

黒潮町長 松本 敏郎 様

所在地

商号又は名称

役員名簿等

[illegible]

【備考】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、黒潮町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 13 号）の規定に基づき取り扱うものとし、黒潮町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 23 号）に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、黒潮町がこれらの情報をもとに高知県警察本部から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
 - (6) 法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 次に該当する場合は、(1)から(6)に掲げる者のほか、次の者
 - ① 支配人を置く場合は、支配人
 - ② 黒潮町に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
 - (8) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 公募の手続き中に新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

●黒潮町暴力団排除条例（抜粋）

（町の事務及び事業における暴力団の排除）

第 6 条 町は、公共工事その他の町の事務又は事業（次条において「町の事業等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。